

官庁営繕事業における景観検討の基本方針（案） 概要

1. 良好な景観形成に寄与する官庁施設整備の推進

- 「官庁施設の基本的性能基準」に定める「景観性に関する性能」の水準を確保するための手順や体制に関する方針を規定
- 「営繕事業のプロジェクトマネジメント要領」を踏まえ、官庁施設整備における景観性能の確保に係る事業実施の手順等に関する方針を規定
- 地域の歴史、文化及び風土の特性を考慮した良好な景観形成に資する官庁施設整備を推進

2. 対象事業は全ての官庁営繕事業

- 基本方針（案）の対象は全ての官庁営繕事業

3. 景観上の重要度によって事業の景観検討区分を3分類

- 景観検討区分を「重点検討事業」「一般検討事業」「検討対象外事業」に3分類
- 「重点検討事業」では、「景観整備方針」の策定、及び、策定にあたって学識経験者等又は地方公共団体からの意見聴取を規定
- 「官庁営繕事業における景観ガイドライン」に基づく景観検討の実施を規定

4. 「景観アドバイザー会議」への報告

- 周辺地域の景観形成に与える影響が大きいと考えられる事業については、地方整備局等に設置される「景観アドバイザー会議」に対して検討状況を報告し、整備局等管内の全体の景観の向上に寄与

5. その他

- 基本方針（案）運用にあたり、地方整備局等の実情に応じた実施要領等の策定が可能